資料２

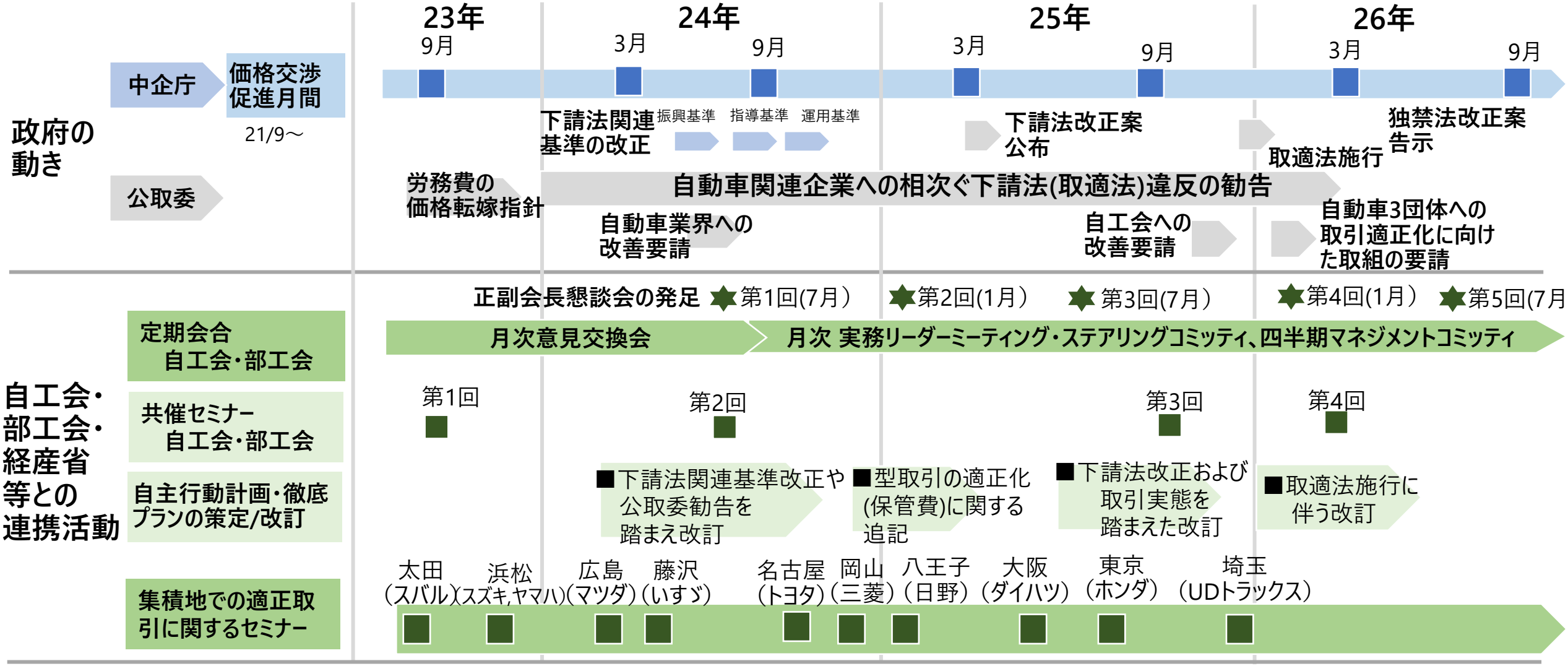
取引適正化に関する自工会・部工会の連携活動

【企業取引研究会報告】

2026年10月28日（水）

一般社団法人 日本自動車工業会、一般社団法人 日本自動車部品工業会

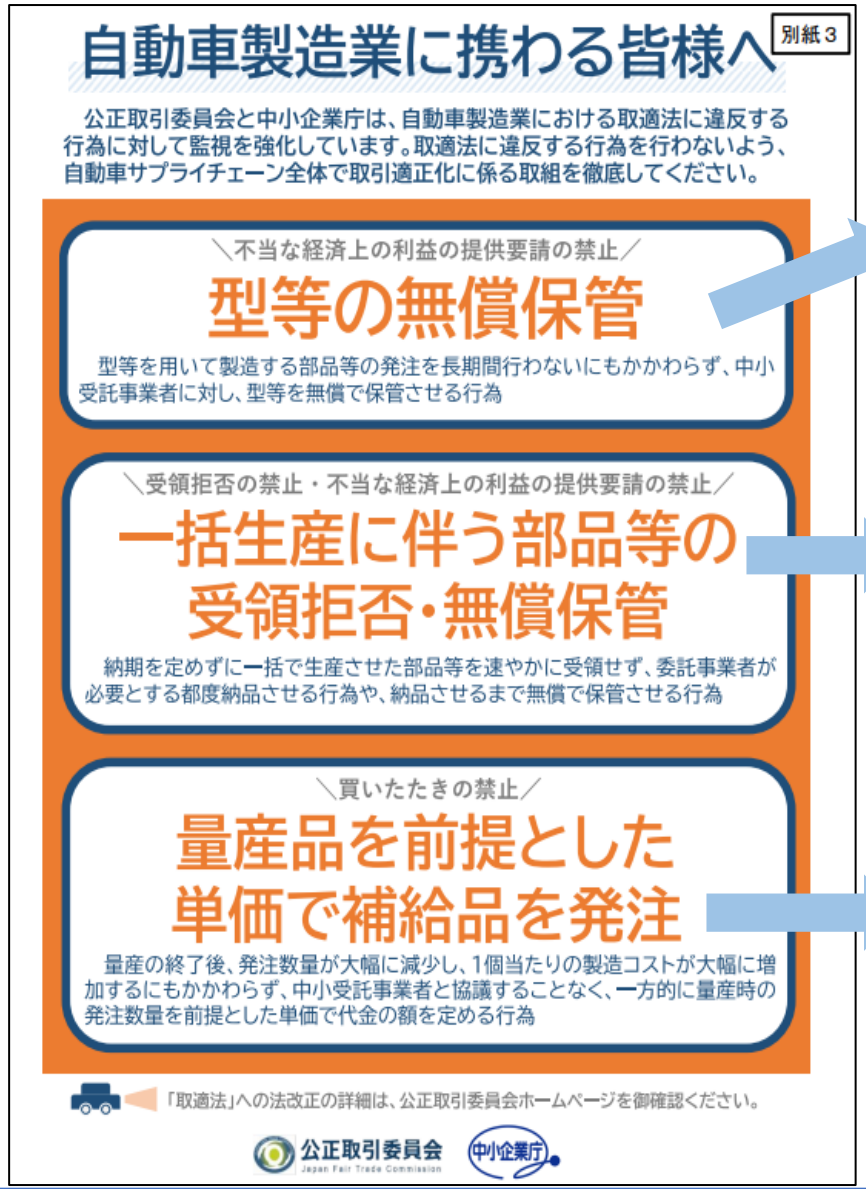
1. これまでの連携活動（全体像）



自工会・部工会が連携して、政府より要請いただいた「型等の無償保管」等を中心に、自主行動計画・徹底プランを通して、会員企業の活動を促すとともに、サプライチェーン全体への浸透を図る

参考：公取委・中企庁からの要請への対応（自主行動計画・徹底プラン改訂）

公取委・中企庁の要請内容を踏まえて、自主行動計画・徹底プランを改訂

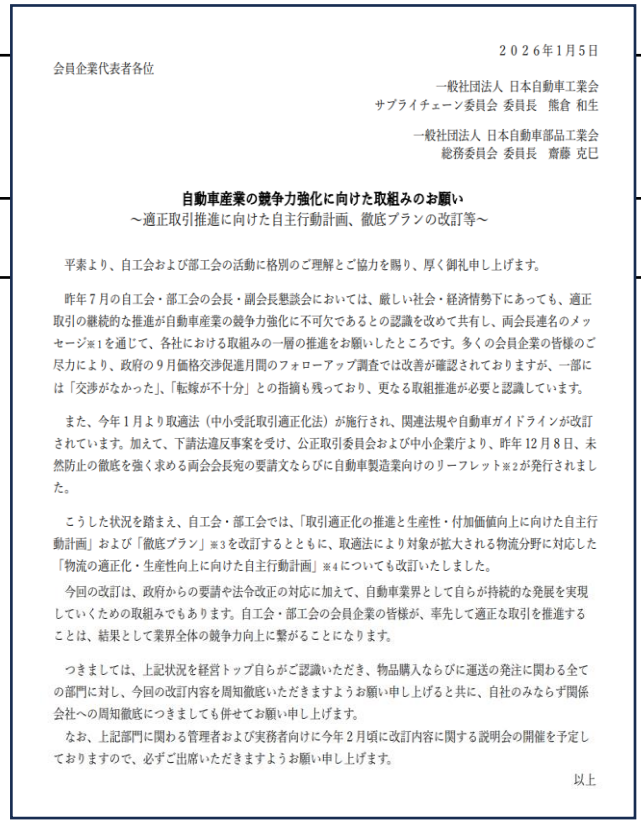


	自工会	部工会
型等の無償保管	徹底プランに追記　徹底：6. 型取引 に記載 **追記内容** 最低でも年１回は明示的な協議の場を持ち、支払い方法を当事者間で合意する。 直接の仕入先だけでなく、その先で発生する保管料まで含めた協議を行う。	同左
一括生産に伴う部品等の受領拒否・無償保管	自主行動計画に追記 自主：【公取委 Q&Aより抜粋 (型の無償保管費等 違反事例)】の箇所 **追記内容** 納期を定めずに一括で生産させた部品等を速やかに受領せず、委託事業者が必要とする都度納品させる行為や、納品させるまで無償で保管させる行為。	同左 (追記箇所に違いあり) 自主: ２． 型取引の適正化の区分に記載
量産品を前提とした単価で補給品を発注	自主行動計画に追記 自主：11項目の禁止事項（5.買いたたきの禁止）の箇所 **追記内容** 量産の終了後、発注数量が大幅に減少し、１個当たりの製造コストが大幅に増加するにもかかわらず、中小受託事業者と協議することなく、一方的に量産時の発注数量を前提とした単価で代金の額を定める行為。	自主行動計画に追記。 自主: Ⅲ. 取適法における委託事業者の義務・禁止行為の遵守 5) ア に記載 **追記内容** 「例えば、量産の終了後等」として例えば及び等を追記。 ※量産の終了がOEMと異なり部品企業側では把握しにくい場合も想定されるため。

参考：公取委・中企庁からの要請への対応（両会でのメッセージ発信）

自主行動計画・徹底プランの改訂と併せて、両会でメッセージを発信

目的	法の順守を大前提とし、改訂した自主行動計画・徹底プランの周知・徹底を促し、適正取引の一層の周知・浸透を図る
時期	2026年1月5日(月)
発信者	自工会：サプライチェーン委員会　熊倉委員長、部工会：総務委員会　齋藤総務委員長の連名
発信先	自工会：全会員企業の代表者、部工会：全会員企業の代表者
発信物	「両会共同メッセージ」「適正取引 自主行動計画(26年1月改訂版)」「徹底プラン(26年1月改訂版)」
発信媒体	両会ホームページに掲載すると共にメールにて通知
内容（骨子）	自主行動・徹底プラン改訂 • 取適法の施行に伴う自動車産業適正取引ガイドラインの改訂と自主行動計画・徹底プランの改訂 • 両会の連携を強め、議論を重ね平仄を合わせて自主行動計画・徹底プランの改訂をしたこと • 自動車関連の下請法違反が相次いでおり、中企庁・公取委からのご要請も踏まえた改訂をしたこと • 翌月の自主行動計画・徹底プラン改訂に関する説明会の開催案内



2026年1月5日

会員企業代表者各位

一般社団法人 日本自動車工業会
サプライチェーン委員会 委員長　熊倉 和生

一般社団法人 日本自動車部品工業会
総務委員会 委員長　齋藤 克巳

自動車産業の競争力強化に向けた取組みのお願い
～適正取引推進に向けた自主行動計画、徹底プランの改訂等～

平素より、自工会および部工会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年７月の自工会・部工会の会長・副会長懇談会においては、厳しい社会・経済情勢下にあっても、適正取引の継続的な推進が自動車産業の競争力強化に不可欠であるとの認識を改めて共有し、両会長連名のメッセージ※1を通じて、各社における取組みの一層の推進をお願いしたところです。多くの会員企業の皆様のご尽力により、政府の９月価格交渉促進月間のフォローアップ調査では改善が確認されておりますが、一部には「交渉がなかった」、「転嫁が不十分」との指摘も残っており、更なる取組推進が必要と認識しています。

また、今年１月より取適法（中小受託取引適正化法）が施行され、関連法規や自動車ガイドラインが改訂されています。加えて、下請法違反事案を受け、公正取引委員会および中小企業庁より、昨年12月８日、未然防止の徹底を強く求める両会会長宛の要請文ならびに自動車製造業向けのリーフレット※2が発行されました。

こうした状況を踏まえ、自工会・部工会では、「取引適正化の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」および「徹底プラン」※3を改訂するとともに、取適法により対象が拡大される物流分野に対応した「物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」※4についても改訂いたしました。

今回の改訂は、政府からの要請や法令改正の対応に加えて、自動車業界として自らが持続的な発展を実現していくための取組みでもあります。自工会・部工会の会員企業の皆様が、率先して適正な取引を推進することは、結果として業界全体の競争力向上に繋がることになります。

つきましては、上記状況を経営トップ自らがご認識いただき、物品購入ならびに運送の発注に関わる全ての部門に対し、今回の改訂内容を周知徹底いただきますようお願い申し上げると共に、自社のみならず関係会社への周知徹底につきましても併せてお願い申し上げます。

なお、上記部門に関わる管理者および実務者向けに今年２月頃に改訂内容に関する説明会の開催を予定しておりますので、必ずご出席いただきますようお願い申し上げます。

以上

参考：26年3月価格交渉月間フォローアップ調査結果

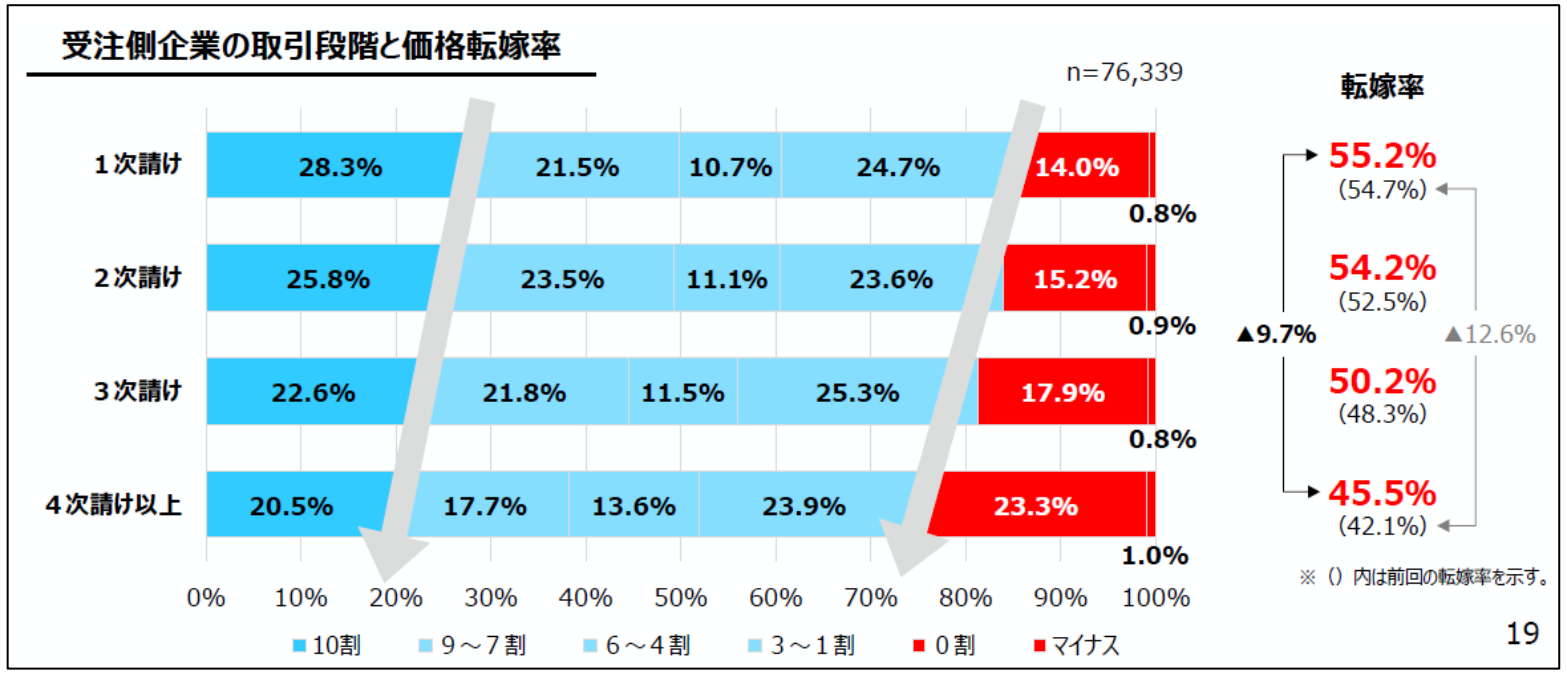
■価格転嫁の業種別実施状況

（　）内は前回結果

項目	全業種	自動車業界
価格交渉：交渉が行われた割合	64.9% (59.2%)	77.3% (70.6%)
価格転嫁：一部でも転嫁できた割合	66.3% (61.6%)	77.1% (72.1%)
転嫁率　：価格転嫁された割合	54.2% (53.5%)	61.2% (58.9%)

自動車業界は全業種を上回り、かつ、前回よりも良化
⇒一定の前進が図れている

■サプライチェーンの各取引段階における価格転嫁状況(全業種)



全業種において、Tierが深くなるほど価格転嫁率は低下
⇒自動車業界も同様の傾向であると思われ、Tier深くまで浸透させることが大きな課題と受け止め

2. 商慣習についての認識

◆26年6月／9月『賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するWG』での商慣習のご指摘

・減額
・型・治具等の無償保管
・契約後の仕様・納期変更／返品

◆取引Gメンのヒアリング調査でのご指摘（上記以外）

・サンプル・データの無償保管
・有償支給材
・知的財産権等の不適切な取引

以下が課題と認識し、取り組み

①自工会・部工会会員企業自身の、上記の商慣習の適正化・法令遵守

②会員企業以外／Tier深くまで含めた、自動車サプライチェーン全体への浸透
（自動車産業は特にサプライチェーンが深い）

③適正取引を大前提とした、競争力強化・付加価値向上との両立
（商慣習に伴う余分な負担の軽減）

⇒本日は、『減額』『型・治具等の無償保管』『仕様・納期変更／返品』『有償支給材』についての取組みをご説明

3. 商慣習課題への対応　①自工会・部工会内への活動

■自主行動計画・徹底プランの策定・改訂

・商慣習課題を踏まえ、既に、以下内容を自主行動計画・徹底プランに織り込み済
・今後も、法規制動向やサプライチェーンの課題等を踏まえ、改訂実施 (独禁法改正を踏まえた改訂検討中)

※以下は自工会の織り込み事例（部工会も同様の趣旨の改訂を実施）

【減額】自主行動計画 25年12月改訂

3. 製造委託等代金の減額(第5条第3項)
委託事業者は発注時に決定した製造委託等代金を「中小受託事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると取適法違反となります。
【違反行為事例(振込手数料を負担させることによる減額)】
委託事業者は、プログラムの作成等を中小受託事業者に委託しているところ、代金の額から中小受託事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料相当額を差し引いた。

【型・治具等の無償保管】徹底プラン 25年12月改訂　（P.3に記載のとおり）

3. 商慣習課題への対応　①自工会・部工会内への活動

■自主行動計画・徹底プランの策定・改訂

【仕様・納期変更／返品】【有償支給材】自主行動計画 25年12月改訂

Ⅲ. 自動車産業適正取引ガイドラインの遵守

取引適正化の推進のため経済産業省が策定した自動車ガイドラインで掲げられている、問題視されやすい行為について、会員会社は取引先と十分に協議し、公正な取引を実行するよう取り組む。

■実施事項

1）先の５つの重点課題以外で、問題視されやすい以下の行為についても、取引先と十分に協議して対応する。[①配送費用の負担、②自社努力の適正評価、③不利な取引条件の押しつけ、④数量や仕様など取引条件の変更、⑤受領拒否・検収遅延、⑥手形の交付・有償支給原材料の早期決済及び在庫保管]

3. 商慣習課題への対応　①自工会・部工会内への活動

■法改正の説明会開催

法改正の周知と内容の正しい理解、コンプライアンス遵守のため、会員向けの説明会開催
（下記は独禁法改正の説明会の例。取適法改正時も実施。）

目的	2027年4月施行予定の独禁法関連の改正（優越ガイドライン＆物流特殊指定等）について、改正内容や自動車業界としての対応の方向性を共有するとともに、当該改正に備えた個社における準備および円滑な対応をしていただくよう促す。 ※説明会は**2段構え**での開催を予定しており、今回はまず改正の内容の主旨や概要の理解促進をメインとし、年度末に、改正を受けた業界団体としての具体的な対応事項（自主行動計画・徹底プランの改訂等）や実務上の留意点の共有を目的とする。		
日時	2026年 11月 4日（水）14:00～15:00	形式	ZOOM（ウェビナー）　※回線上限1,000
主催	日本自動車工業会（JAMA）、日本自動車部品工業会（JAPIA）		
参加者	参加企業：自動車サプライチェーンに属する企業　※会員企業に限らない 参加者　：調達・購買機能、仕入先管理、物流管理、運送契約管理などの管理者および実務者		

内容案

	議題	説明者	時間
1	冒頭挨拶（主旨説明）	自工会 調達部会	5分
2	改正内容の概要説明 （①優越ガイドライン改正、②支払告示の新設、③物流特殊指定の告示改正）	公正取引委員会	15分
3	改正内容を受けた**調達・購買分野**における対応の方向性 優越ガイドラインおよび支払条件に関する法改正の解釈	自工会　調達部会 部工会　適正取引WG	10分
4	改正内容を受けた**物流分野**における対応事項 （１）自動車業界のガイドライン設定について （２）着荷主規制に伴う、着荷主側の荷役作業の確認プロセスについて	自工会　物流部会 部工会　物流WG	10分
5	質疑応答	-	15分
6	最後に（事務連絡：アンケート調査依頼、アーカイブ配信とその展開依頼）	部工会 SC部会	5分

3. 商慣習課題への対応　①自工会・部工会内への活動

■意識啓発ツールの展開

・まずは、多く発生している“型等の無償保管”に関して、意識啓発・注意すべきポイントへの理解向上に向けて、「Q&A集」「啓蒙ポスター」「チェックリスト」等の支援ツールを作成し展開する

・加えて、その他観点についても状況を確認し、順次支援ツールに織り込み、説明会等で周知していく

〈参考：Q&A集、啓蒙ポスターのイメージ〉

Q&A集







啓蒙ポスター



3. 商慣習課題への対応　②サプライチェーン(SC)全体への活動

■自動車集積地でのセミナー開催

・両会が連携し、自動車OEMの集積地において適正取引の浸透に向けたセミナーを開催
　⇒昨年度で概ね一巡（計10地域 、会場参加者1,350人/WEB参加者2,460人/参加者計3,810人）
・当年度はその二巡目として、以下骨子のもと継続して開催し、SC全体への更なる浸透を図っていく

【二巡目企画骨子】

狙い	・取引適正化の**基本的考え方・必要知識・活動事例等を周知**するとともに、**直近の動向(法改正、勧告事例 等)を踏まえたメッセージ**を強く打ち出す ・加えて、新たに、昨今の情勢を踏まえた**業界の課題や取り組み等**を内容に織り込む **⇒SC全体(Tier深く)への理解・浸透、更には、意識・行動変容を促す**
開催主体	・**自工会・部工会が主催(共催)**　※経産省、地方経産局、商工会等とも連携
コンテンツ	・「**取引適正化**」「**日本の自動車産業の競争力向上**」を軸に検討
ターゲット	・自工会・部工会がアプローチしづらい**Tier2・Tier3以降(会員外)を重点ターゲット**

⇒現在、二巡目第1弾を12月に九州地域で開催すべく詳細を検討中

※Tier2・Tier3以降の参画拡大に向け、両会会員企業を通じた声掛け(タテ)に加え、素形材団体等の他業界と連携した声掛け(ヨコ)を更に強化する等、SC全体への浸透活動を拡充していく

【参考】集積地セミナー1巡目開催一覧

地域(OEM)	開催日	主催	講演者		参加人数(概算)
太田地域（スバル）	2023年 3月7日	・太田商工会議所 ・部工会	【全説明会共通】 ・経産省 自動車課 ・部工会	・スバル(常務調達本部副本部長) ・しげる工業(社長)	会場：80名 WEB：30名
浜松地域（スズキ・ヤマハ）	2023年 10月16日	・部工会 (後援：浜松商工会議所)		・スズキ(SC推進部長) ・ヤマハ(調達企画部長) ・ソミック石川(調達部長)	会場：160名 WEB：220名
広島地域（マツダ）	2024年 2月28日	・中国経済産業局 ・部工会		・マツダ(執行役員購買担当) ・ダイキョーニシカワ(社長)	会場：100名 WEB：200名
藤沢地域（いすゞ）	2024年 3月18日	・商工会議所、商工会 ・部工会		・いすゞ(購買管理部長) ・プレス工業(常務執行役員)	会場：100名
中部地域（トヨタ）	2024年 10月16日	・中部経済産業局 ・部工会		・トヨタ(調達本部 副本部長) ・東郷製作所(取締役)	会場：200名 WEB：800名
倉敷地域（三菱）	2024年 11月21日	・中国経済産業局 ・部工会		・三菱(執行役/購買担当) ・ヒルタ工業(社長)	会場：120名 WEB：280名
日野八王子地域（日野）	2024年 12月5日	・関東経済産業局 ・部工会		・日野(機能長/購買) ・日本発条(会長)	会場：190名
大阪地域（ダイハツ）	2025年 4月16日	・近畿経済産業局 ・部工会		・ダイハツ(資材調達部長) ・リョービ(執行役員,調達部長)	会場：150名 WEB：450名
関東地域（ホンダ）	2025年 8月21日	・関東経済産業局 ・部工会		・ホンダ(常務,購買本部長) ・Astemo(調達統括本部長)	会場：150名 WEB：480名
大宮地域（UDトラックス）	2025年 12月11日	・関東経済産業局 ・部工会		・UDトラックス(専務取締役) ・リケンNPR(調達統括部長)	会場：100名

3. 商慣習課題への対応　②サプライチェーン(SC)全体への活動

■自動車サプライチェーン取引適正化会議

経済産業省製造産業局の主催で、『自動車産業の受発注者間の健全な取引慣行の実現と、サプライチェーン全体の取引適正化』を目的とした意見交換の場を、定期的に開催

＜参加者＞自動車業界のみならず、関係業界や関係省庁を含め議論

・経済産業省、（オブザーバー）公正取引委員会、中小企業庁
・学識経験者
・**関係業界**（議事内容に応じて参加）
　日本金型工業会、日本金属熱処理工業会、日本金属プレス工業協会、日本ダイカスト協会、
　日本鍛造協会、日本鋳造協会、全日本プラスチック製品工業連合会、日本粉末冶金工業会
・自工会・部工会

＜内容＞実態調査で確認した課題について、取組みの見える化と更なる進展について意見交換

・第1回：26年2月（自工会・部工会の取引適正化全般の取組み、今後の進め方）
・第2回：　　4月（**型等の取引**）
・第3回：　　9月（**補給品、代金決定**）
・第4回：26年度内予定

＜第2回で出た意見（抜粋）＞
・型のリスト化は膨大な手間がかかる (ある企業では、9000の型の品番との紐付け、置き場所、共有有無などの確認に1年半以上かかった)
・自工会・部工会では、工数を増やさない運用・仕組みの検討を推進
・金型や治具の総量を減らすことで、発注側が保管料の支払いを削減でき、受注側が空きスペースを活用して未来へのための投資ができる

※詳細は経済産業省HPにて公開
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/automotive_supply_chain/index.html

3. 商慣習課題への対応　③競争力強化に向けた活動（負担軽減の取組み）

**無償保管の是正に向け、『型保管費の確実な支払い』と、現状の余分な負担を軽減して
サプライチェーン全体の競争力強化・付加価値向上の余力を生むための『不要な型の廃却促進』を
二本柱に、自工会・部工会で連携して取り組み**

STEP1

■25／4 型管理W/Gを立上げ、型廃却の阻害要因と思われる
4つの課題を整理

STEP2

■『③品番と型の紐付け』を最優先課題と位置づけ、各社での
課題認識と改善の取り組みを共有し、改善の参考となる
ベストプラクティスとしてとりまとめ

STEP3

■型保管費に関する取引先の負担を軽減するサステナブルな
方策を検討すべく、**ティア１をはじめとしたサプライヤー各社**へ
型保管費と一括生産制度の調査を実施し、両会で連携し、
対応を図る。

【STEP1 4つの課題】

①廃止品番の選定（供給年限など）
②廃却可能な型の選定（含 一括生産ルール）
③品番と型の紐付け
④仕入先との情報共有／連絡（頻度など）

【STEP2 ベストプラクティス（抜粋）】

	目的	課題	対応方法/対応案
貸与型	金型と品番の紐づけを明確化し、管理を効率化する	・型の設置・保管場所・型サイズの管理	・取引先と共有する書類に金型の資産番号と品番を記載
		・紙データとシステムデータの混在	・貸与型を社内の固定資産システムに入力する際に保管場所・品番を登録
		・同一型で製造する複数品番の管理(品番追加)	・固定資産管理とは別のシステムを使って型情報を入力し品番との紐づけを行う
			・棚卸のタイミングで、貸与型とその金型で生産する品番の組み合わせの確認をおこなう
		・型の移動時の情報更新	・取引先もアクセス可能な型管理クラウドサービスを導入する
			・稼働状況・位置情報を容易に把握する為、QRコードを貼り付けて管理

3. 商慣習課題への対応　④具体的な達成目標の設定

26年9月『賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するWG』での佐藤官房副長官ご発言

> ○第一に、価格転嫁を阻害する商慣習の見直しです。
> 前回会議で、是正すべき商慣習が特定された１５の業種について、各業所管省庁は、業界団体と協力し、具体的な達成目標の設定を含め、来年の春までに対応方針を示すべく検討を進めてください。

出典：政府資料 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/katsuryoku_kojyo/payrise/dai4/hatsugen.pdf

自工会と部工会で連携し、経済産業省自動車課とご相談しながら、具体的な達成目標 (KPI) の検討に着手

⇒商慣習の適正化に実効性があり、自動車産業全体のプラクティカルな活動につながる達成目標(KPI) を設定し、取り組みを加速・浸透

4. 政府当局に対する要望

・政府による各種お取組み／情報ご提供／ご指導 に深く感謝

＜お願い＞

①永続的なコンプライアンス遵守のための、『受注者・発注者双方にとって過度な負担のないサステナブルな運用』についてのご相談・アドバイス

(例) ・運用上の基準の具体化・明確化（保管費をお支払いすべきサンプル・データの具体化 等）

・独禁法改正で定められた着荷主規制のサステナブルな運用

②サプライチェーンへの浸透に向けた、集積地セミナーへのご参加などのご支援の継続

③自動車産業全体の競争力強化・付加価値向上のため、自工会の『新７つの課題』を部工会と連携して推進しており、ご理解とご支援

ご清聴ありがとうございました。